

平成29年度事業計画

平成29年3月10日

一般社団法人 日本医療法人協会

超高齢社会の一層の進展とともに、社会保障制度に対する国民の要求が今後増大していくことは間違いありません。全病院の7割近く、全病院病床の5割以上を開設する医療法人は、医療機関の中核としてますます重い責任を担っていかねばなりません。日本医療法人協会は本年度、次の事業を通じてこの社会的な期待に応えてまいります。

1 国民の立場に立った医療政策等の検討・提言

(1) 医療法等改正について

①地域医療構想の運用の注視

平成30年度（2018年度）から始まる第7次医療計画では、新たに平成37年（2025年）の医療需要を見据え、医療提供体制の整備を図る地域医療構想が盛り込まれることになりました。地域医療構想の達成に向け、今年度は各地の地域医療構想調整会議で議論が進められていきます。

その際、調整会議は病床を削減する場所ではないこと、したがって病床削減ありきの議論を進めることのないよう、会員病院からの情報等を踏まえ、運用の適正を期す考えです。

あわせて地域医療介護総合確保基金がもたら公的医療機関の施設・設備整備や医療従事者確保事業に優先的に充当されるのではなく、民間医療機関整備等にも公平に配分されるよう要望していきます。

②地域医療連携推進法人制度への的確な対応

本年度から施行される地域医療連携推進法人制度は、枠組みが幅広いだけにどのような利用のされかたをするか、不透明な部分のあるところではある。

使い方次第で、医療法人にとって有利にも不利にもなると思われるため、全国での動向を注視し、会員に必要な情報提供を行っていきたいと考えます。

③外部監査の導入等に対する異議表明とガバナンス強化に関する会員への周知

平成27年度の医療法改正では、医療法人の経営の透明性の確保（一定基準以上の医療法人への医療法人会計基準の適用と外部監査の義務付け、全て

の医療法人に関連当事者との取引状況の届出の義務付け)及びガバナンスの強化(役員の忠実義務、任務懈怠時の損害賠償責任等、医療法人の内部組織に関する規定の明確化)が図られました。

普通法人と同じ法人税率を課されている医療法人に対し、過大な透明性を課し、事務・費用負担を求めることはきわめて不当です。それを改めて訴えつつ、ガバナンスの強化に関しては改正内容の周知を図ってまいります。

とくに監事監査の強化に関しては、四病協を中心に監査の手引きを作成し会員病院に提供することで、新制度に十分対応してもらおうと考えます。

④療養病床の再編と新たな施設類型等への転換支援

療養病床の再編論議が本格化する中、医療法人の運営する施設を新たな施設類型等に転換するよう求められる局面が生じてくることも考えられます。

その場合、多様な選択肢を用意するとともに、転換にあたっては地域医療総合確保基金等による財政面からの支援を講じるよう求めていきます。

⑤医療機関における検体検査の精度管理基準の導入への対応

平成29年改正医療法では、遺伝子関連検査の増大を契機に、医療機関が院内で実施する検体検査すべてに、構造設計や管理組織等についての基準を新たに定めることが予定されています。検体数が少ない中小医療機関では、検査の外注拡大、検査・診療機能の低下、診療コストの増大がおこることが予想されます。

具体的な基準を設定する際には、医療機関が現在実施している検査内容等を踏まえ、負担増や診療機能低下に繋がらないよう強く求めていきます。さらに、今後一般化する遺伝子関連検査が、中小医療機関でも実施できる基準となるよう求めていきます。

(2) 医療法人を取り巻く税制について

①医療に係る消費税の非課税制度見直し

医療に係る消費税の非課税により、医療機関は長く建物、医療機器や器具備品等に対する仕入消費税の負担に苦しんでおります(控除対象外消費税問題)。

消費税率が引き上げられれば、その負担はさらに増大するため、医療界は一丸となって控除対象外消費税問題を抜本的に解決すべきであると強く求めてきました。問題が税制に起因する以上、抜本的解決策は税制の見直しをする以外に方法はありません。

これに関して平成29年度与党税制改正大綱は、「消費税率が10%に引き

上げられるまでに、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る」と、問題を高額な設備投資に限定し、それ以外については従来通り診療報酬により補填するかのようなスタンスを示しています。

病院における控除対象外消費税の抜本的解決は、仕入れ税額の全額を控除できるようにする税制上の措置しかないと考えます。その実現に向け、関係各方面に働きかけてまいります。

②事業税の特例（社会保険診療に対する非課税と自由診療等に対する軽減税率）の存続

事業を行うに際して各種行政サービスを受けることから、応分の負担をするのが事業税ですが、医療についてはこれら2つの特例が設けられています。

保険医療はその公共性から、むしろ行政サービスの一環を形成していること、さらに医療機関は純粋な行政サービスに協力していることから、これら非課税等は当然の措置です。

しかしながら、ここ数年、これらの特例の廃止論議が強まり、今後も見直し論議を継続するとされていることを踏まえ、制度の存続に全力を注ぎます。

③医療法人に対する「中小企業事業承継における相続税・贈与税の納税猶予制度」と同様の制度の創設

一般の中小企業における事業承継の場合、経営者から後継者に自社株が相続・贈与されると、相続税・贈与税の納税が猶予され、そのまま後継者が経営していれば、猶予税額が全額免除される制度があります。これにより事業の存続が保護されているのです。

しかしこの制度は、医療法人に対して適用されません。このため持分のある医療法人の事業承継の際は、後継者の医師が何よりも相続税・贈与税の納税財源捻出に苦勞しなければならないのが実情です。

超高齢社会の進展する中、医療資源はいつそう充実させる必要がある。にもかかわらず、営利企業の事業承継は保護しながら、医療施設の承継は何ら保護しない——これは、明らかな政策上の矛盾です。

医業を継続すること自体が地域社会の利益になることを踏まえ、中小企業と同様の納税猶予制度の創設を求めていきます。

④持分なし医療法人への移行促進税制の周知・普及

当協会の長らく要望していた持分なし医療法人への移行促進税制が、平成29年度税制改正でようやく実現することとなりました。

この措置は、従来の「医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置」を拡充し、認定医療法人が持分なし医療法人に移行した場合、持分放棄に伴う医療法人への贈与税を非課税とするものです。

詳細な要件は今後、医療法改正とともに明らかにされる予定ですが、役員の親族要件や医療機関名の医療計画への記載等、充足が困難だったこれまでの要件を大幅に緩和するものとなる見込みです。

そのため、事業承継を迫られている持分あり法人には、千載一遇の好機となる可能性があり、当協会としても新制度の周知、普及に努めてまいります。

また、すでに持分なし法人に移行した医療法人については、遡及的な救済策の可否を検討していきます。

⑤社会医療法人を取り巻く税制上の環境整備

社会医療法人は公益性の高い医療法人類型として、法人税や固定資産税等が非課税とされているものの、外的条件によって左右される認定要件や、依然として課税扱いのままの附帯業務等、解決すべき税務上の問題が多数あり、これらの解決に取り組んでいきます。

社会医療法人の認定取消し時の一括課税については、平成28年度税制改正により、一定要件の下で分割課税とする改正が行われ、当協会の改正要望が一応の成果を見ております。今後もさらにより制度作りに向け、社会医療法人の要望を反映させていく方針です。

⑥特定医療法人制度の再検討

社会医療法人と並び公益性の高い医療法人の代表格である特定医療法人は、全国で400法人近くに上ります。

平成15年に抜本改正が実施された後、特段の見直しが行われていませんが、その後の医療法人を取り巻く環境の変化を踏まえて再検討を行い、特定医療法人の声を吸い上げる形で制度向上に取り組んでまいります。

(3) 医療法人会計基準の普及

当協会は四病院団体協議会や会計専門家と長年協力し、医療法人会計基準の制定に努めてまいりましたが、その努力の甲斐あってようやく平成25年度にこの作業が実を結び、厚労省から通知として発出されました。これは医

療法人制度の歴史において大きなエポックを画したと言っても過言ではありません。

今後は本基準をできるだけ多くの医療法人に活用してもらうことにより、個々の法人ばかりか、全国の医療法人の正確な経営状況の把握と、それが診療報酬や各種医療制度に反映されるようにすべきです。このため当協会は全力を挙げて、医療法人会計基準の普及に取り組んでいきます。

(4) 医療安全、医療事故調査制度への取り組み

医療事故調査制度については、平成28年、医療・介護総合確保推進法附則の見直し規定を受けて、政官民各方面において見直し論議が行われたところです。当協会は拙速な見直しに反対する旨を各方面で主張した結果、見直し論議は終息することになりました。

新たに制度化された中央・地方での支援団体等連絡協議会については、医療事故調査等支援団体専門委員養成講座を2回にわたって開講するなどして、早急に対応しているところです。

また平成28年12月には、「医療安全管理者養成講座」を開催し、医療安全の実践に必要な基本知識、技術等の養成にも取り組み始めております。

これらの活動を踏まえ、平成29年度も当協会は医療安全、医療事故調査問題に率先して取り組んでまいります。

2 医療法人の経営近代化及び安定化

(1) 医業経営管理を語る会

平成21年度から、医療法人経営者が「本音を語る会」を立ち上げました。「合宿」形式で、公式の会では語れないこと、隣の医療事業者には教えたくないことなどを語れる場、規模別、機能別に分かれた車座談義のような会合です。

過去3回開催しましたが、優れた講師に意欲的な出席者が集まり、大成功を収めました。今後とも、折を見て開催していきます。うまくいけば、参加した法人の経営改善と会員増強に繋がるのではないかという期待を込めた企画です。

(2) 経営講座の開講

医療法改正や診療報酬改定、税制改正等、医療法人の経営環境は年々めまぐるしく変化しています。医療法人経営者はこれらの変化の意味を時代に先駆けて読み取り、変革を実践していかなければなりません。

それを支援するため平成24年度から経営講座を開講し、医師・看護師不

足等の人事・労務問題、病床稼働率の向上、地域連携の促進、経営診断等について、定期的に研修会を開催していますが、今後も内容の充実を図ってまいります。

その一環として地方での開講も企画するなどして、支部組織の活性化につなげていきたいと存じます。

(3) 医療法人の資金調達の支援

民間病院が資金調達で多様な方法を持つことは非常に重要なため、当協会では長く多様化の方法の研究や、福祉医療機構の存続に向けた関係各方面への働きかけを行ってきました。

最近では不動産賃貸を通じたヘルスケアリートと呼ばれる資金調達手法について、関係省庁を交えてガイドラインがつけられたところです。民間医療機関にとって新たな資金調達手段となるものですが、今後の利用状況において医業経営を圧迫するような事態が生じることのないよう、注視してまいります。

(4) 災害支援体制の充実

近年の自然災害の増加に対応すべく、災害発生時には迅速に情報収集を実施するとともに、他の支援システムと緊密な連携を図りつつ、医師、看護師等の医療従事者を会員病院から被災地域の会員病院に派遣する仕組みを検討し、会員相互の協力を強化します。

(5) その他

医療法人の経営の近代化、安定化のため、必要に応じて各種の支援事業を実施していきます。

3 会員の増強と組織強化

次の事業を実施します。

- ①一般社団法人への移行を機に、正会員、賛助会員を増強する。
- ②諸問題への迅速な対応を図るため適宜プロジェクトチームを設置する。

4 情報化への対応

情報化を促進するため、次の事業を実施します。

- ①インターネットを活用した情報伝達の迅速化、会員相互の情報交換促進
- ②機関誌『日本医療法人協会ニュース』の毎月発行
- ③各支部及び会員からの情報提供の促進

- 5 全国医療法人経営セミナーの開催
第32回全国医療法人経営セミナーを岡山県で開催します。
- 6 医療関係団体との協力・連携
四病院団体協議会、日本病院団体協議会、日本社会医療法人協議会等の病院団体や、日本医師会、各種医療関係団体と綿密に連携していきます。
- 7 日本医療事業協同組合及び医法会に対する支援
関連組織である両団体に、必要に応じて支援措置を講じていきます。
- 8 事務局の移転
耐震化の必要性も踏まえ、事務局の移転の検討を進めます。